

吸收分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号
ならびに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 4 月 1 日

古河電気工業株式会社

Daishin P&T 株式会社

吸収分割に係る事後開示書面

2020年4月1日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

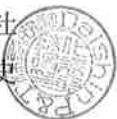
代表取締役社長 小林 敬一



兵庫県尼崎市道意町七丁目6番地

Daishin P&T 株式会社

代表取締役社長 西澤 武史



古河電気工業株式会社（以下「分割会社」という。）と Daishin P&T 株式会社（以下「承継会社」という。）は、2020年1月23日付で締結した吸収分割契約書（その後の変更を含む。）に基づき、同年4月1日を効力発生日として、分割会社が、その銅管、銅管部品および銅板の開発、製造および販売に関する事業（但し、分割会社の日光事業所が営む事業を除きます。）に関して有する権利義務を、分割会社の100%子会社である承継会社に会社分割（吸収分割）（以下「本件分割」という。）により、承継させました。

本件分割に係る会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は以下のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割となります。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年4月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに同法第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 株主の差止請求手続

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 784 条の 2 柱書但書に基づき、分割会社の株主が本件分割の差止めを請求することはできません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2020 年 1 月 24 日付で官報及び電子公告により、その債権者に対して同項所定の事項を公告しましたが、異議申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、ならびに同法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続

会社法第 796 条の 2 の規定に従い、承継会社に対して本件分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

分割会社は、承継会社の特別支配会社であるため、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者保護手続

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2020 年 1 月 24 日付で官報により、その債権者に対して同項所定の事項を公告しましたが、異議申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。なお、承継会社は分割会社の 100% 子会社として 2019 年 12 月 2 日付で設立したものであり、本件分割の効力発生日より前には事業を行っていないことから知れたる債権者がいないため、各別の催告は行っておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2020 年 4 月 1 日をもって、分割会社が営む銅管、銅管部品および銅板の開発、製造および販売に関する事業（但し、分割会社の日光事業所が営む事業を除きます。）に関して有する権利義務の一部を承継しました。本件分割によって承継会社が承継した資産の額は概算で 2,274 百万円であり、また承継した負債の額は 0 円であります。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 4 月 1 日（予定）

6. 吸収分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

会社法第 790 条の規定による手続を行い、本件分割の効力発生日を 2020 年 3 月 2 日から 2020 年 4 月 1 日に変更しました。

また、分割会社と承継会社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 10 条第 2 項に基づき、2020 年 2 月 7 日、本件分割に関する計画届出書を公正取引委員会に提出し、2020 年 2 月 13 日、公正取引委員会から、同計画について排除措置命令を行わない旨および同法第 10 条第 8 項に定める 30 日の期間を 6 日に短縮する旨の通知を受けました。

以上